

# 学校法人大同学園役員及び評議員の報酬等に関する規程

(昭和 26 年 3 月 8 日制定)

(目的)

**第 1 条** この規程は、学校法人大同学園(以下「学園」という。)の寄附行為第 73 条第 1 項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等の支給基準を定めることを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち学園を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、学園の職員の給与に関する規程、退職金支給規程及び退職手当支給規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

**第 3 条** 常勤役員報酬等の支給は、次のとおりとする。

- (1) 理事に対しては、報酬、賞与及び退職慰労金を支給する。
  - (2) 監事に対しては、報酬を支給する。ただし、在任中の功労等が理事会で認められる者に対しては、退職慰労金を支給することができる。
- 2 非常勤役員に対しては、報酬等を支給しない。ただし、その職務を行うにあたり報酬が必要と理事会で認められる者に対しては、報酬を支給することができる。

(報酬月額及び賞与の算定方法)

3 評議員に対しては、報酬等を支給しない。ただし、評議員(職員評議員を除く)が評議員会に出席した場合は、出席 1 回につき、1 万円を謝礼金として支給する。

**第 4 条** 常勤役員報酬月額と賞与を合わせた年間総額の上限は次のとおりとし、理事会においてそれぞれ定めた額を支給する。

役職区分	年間総額の上限
理事長	2,500 万円
副理事長	1,950 万円
上記以外の理事	1,750 万円
監事	500 万円

- 2 前条第 2 項のただし書きに規定する非常勤役員報酬総額(年間)は、120 万円を上限として、理事会において定めた額を支給する。
- 3 常勤役員及び前条第 2 項のただし書きに規定する非常勤役員(以下「報酬受領役員」という。)は、就任したその日から報酬を支給する。
- 4 報酬受領役員が退任し又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 5 報酬受領役員が月の中途における就任、退任、解任の場合の報酬額については、その月の総日数から学校法人大同学園就業規則第 21 条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎とし

て日割りによって計算する。

(退職慰労金の支給)

**第5条** 常勤役員(理事又は第3条第1項第2号のただし書きに規定する監事(以下「常勤理事等」という。))が任期の満了又は辞任により退任したときは、その者に退職慰労金を支給する。

2 常勤理事等が死亡により退任した場合の退職慰労金は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条までに定めるところによる。

(退職慰労金の算定方法)

**第6条** 退職慰労金は、次に定める算式により算定される額を支給する。

(1) 理事長 退任時の報酬月額×在任年数×3

(2) 理事長以外の理事 退任時の報酬月額×在任年数×2

(3) 第3条第1項第2号のただし書きに規定する監事 退任時の報酬月額×在任年数

2 前項の算式の適用においては、在任期間を役職の区分により分割し、それぞれの役職の在任年数につき、当該役職に応ずる算式を適用する。

3 第1項の在任年数は、常勤理事等として就任から退任までの年数で1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

4 監事から理事になった場合、または理事から監事になった場合には、その都度打切り計算とし、通算しないものとする。

5 前4項の規定にかかわらず、在任中に特に功労のあった者またはその他特別の事情があると認められた者に対しては、理事会に諮り特別加給することができる。ただし、特別加給は、前4項で算出した退職慰労金額の30%を超えないものとする。

(報酬等の支給方法)

**第7条** 報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月20日(ただし、支給日が休日又は金融機関の休業日に当たるときは、繰り上げて支給する。)

(2) 賞与 毎年7月及び12月

(3) 退職慰労金 任期の満了、辞任による退任は、退任後1か月以内  
死亡による退任は、退任後2か月以内

2 報酬等は全額を本人が指定する金融機関の口座への振り込みにより支給する。ただし、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった積立金等を控除して支給するものとする。

(費用)

**第8条** 役員が職務執行のため出張した場合は、当該役員に対して次のとおり旅費を支給する。

旅費の区分		旅費額
鉄道賃		旅客運賃 グリーン料金 特別急行料金
船賃		1等料金
航空費		実費
車賃		実費
宿泊料	理事長	16,000円
	理事長以外	15,000円

日当	理事長	3,500 円
	理事長以外	3,000 円

2 前項に規定する宿泊料にあつては、学校法人大同学園旅費規程の定める指定地域に宿泊する場合、2,000 円を加算する。

3 食卓料は、水路、空路の旅行で、運賃のほかに別に食卓料を必要とするときは、一夜につき 3,000 円とする。

4 外国に出張する場合の旅費については、職員の海外出張旅費規程に定める宿泊料等の 2 割増とする。

5 役員が職務の執行に当たって出張旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

**第 9 条** 学園は、この規程をもって、私立学校法第 100 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

**第 10 条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

**第 11 条** この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

## 附 則

**第 1 条** この改正規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。